

保育所（園）広域委託入所（園）のご案内

広域入所とは

通常は、お住まいの市町村の保育所に入所していただきますが、事情により各市町村の所管を超えて、保育所等を利用することをいいます。

利用に際しては、基本的には市町村間で協議（管外協議）を行い、その利用の可否を決定することになります。

入所できる基準

- （１）立山町内にお住まいで、立山町外にある保育施設への入所を希望する方
 - ・受入れ要件は保育施設の所在する市町村が定めていますので、申請内容によっては、受付されない場合があります。
- （２）立山町外にお住まいで、立山町内の保育施設へ入所を希望する方
 - ・両親どちらかの職場が立山町にあり、お住まいの市町村の保育所等の開設時間に送迎が間に合わない場合
 - ・立山町が両親どちらかの職場への通勤経路である場合（ただし0歳児を除く）
 - ・祖父母宅が立山町にあり、かつ両親が送迎できず、祖父母が送迎を行う場合
 - ・立山町に年度内に引っ越し予定（考えている）の場合

※求職活動中や両親どちらかの就労時間が月に120時間未満の場合は、入所できません。（年度内に立山町へ転入予定の方を除く）

※申し出に虚偽の記載があった場合は入所取り消しとし、入所後明らかになった場合は退所となります。

申請から入所までの流れ（立山町内にお住まいの方）

日 程	4月入所希望者	5月以降途中入所希望者
申込書類の配布	10月1日～ 健康福祉課にて 現在入所している方については郵送します。	随時 健康福祉課
申込受付期間 受付場所	新規の方は健康福祉課にご相談ください。現在入所している方については別途、連絡いたします。 締切については別途お知らせいたします。	希望施設の所在する市町村の〆切日の2週間前までに 健康福祉課へ提出してください。
入所決定	○公立・公設民営保育所の場合は、入所決定した保育所のある市町村から受入承諾書が届き次第、立山町から通知します。 ○認定こども園の場合は、各認定こども園より通知します。	
入所説明会	各保育所・認定こども園にお問い合わせ下さい。	

裏面へ続く→

注意事項

- ・希望される保育所・認定こども園への入所は、その市町村の児童が優先となりますので、希望の施設に入れない場合があります。
- ・広域入所の申込は毎年、新規での申込となります。すでに入所している場合でも、継続して入所できるとは限りません。
- ・入所希望施設は、同一市町村内に限ります。

記入例：
第1希望 (富山市) ○○保育園
第2希望 (富山市) △△保育所

⇒同一市町村内なので○

第1希望 (富山市) ○○保育園
第2希望 (立山町) △△保育所
第3希望 (舟橋村) □□保育所

⇒複数の市町村の保育所を記入しているため×

申請手続きに必要な書類

- 1 施設型給付費・地域保育給付費支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- 2 保育を必要とする証明書（両親分）
- 3 広域入所申立書
- 4 健康調査票
- 5 個人番号（マイナンバー）提供書
- 6 申請者の個人番号確認資料（マイナンバーカード・通知カード・マナンバーが記載された住民票）
 - ※通知カードは氏名、住所等の記載事項に変動がない場合に限り利用可
 - ※個人番号通知書は利用不可
- 7 申請者本人確認のため、写真付き身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等）

※立山町外にお住まいで、立山町内の保育施設へ入所を希望する方は、お住まいの市町村で申請をしてください。（※申請後、立山町への入所協議書類の到着をもって受付します。）